

行徳駅前3丁目自治会規約

第1章 総 則

- 第1条 本会は、行徳駅前3丁目自治会と称する。
- 第2条 本会の事務所は、会長宅におく。
- 第3条 本会は、行徳駅前3丁目に居住する世帯主及び事業所を有する者を以って会員とする。
- 第4条 本会は、行徳駅前3丁目居住者の自治機関であつて居住者の自由な意志に基づいて作られた団体である。

第2章 目 的

- 第5条 本会は、地域並びに市川市発展のため市その他関係機関と緊密な連絡協調によって社会文化の向上に努めるとともに会員相互の福利増進を図る事を以って目的とする。

第3章 事 業

- 第6条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 地域の振興発展に関し市その他の関係機関との連絡協調する事項。
- (2) 居住者の福利増進に関する事項。
- (3) その他、本会の目的達成に必要な事項。

第4章 専門部の設置

- 第7条 前条の事業を行うため次の専門部を置く。

- (1) 総務部 会の組織運営及び涉外に関する事を行う。
 - (2) 文化育成部 地域の発展、後継者の育成に関する事を行う。
 - (3) 防犯防火部 地域や地区の防犯防火及び災害対策に関する事を行う。
 - (4) 交通環境美化部 地域の交通の安全及び環境の美化に関する行う。
 - (5) 福利厚生部 会員や身障者・独居者の手助けに関する事を行う。
 - (6) ふれあい部 自由健全な感性で、広く親睦に関する事を行う。
- ※ 前条に掲げるものの他必要に応じ専門部を置く事ができる。
- ※ 専門部の部長は理事及び会員の中から適任と認めた者を会長が選任する。

第5章 役 員

第8条 本会に次の役員を置き、任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。また補充役員の任期は前任者の残任期間とする。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 9名
- (4) 会計 3名
- (5) 監査 2名

2項 前条の規定によるもののほか、本会に顧問及び相談役を置くことができる。

3項 役員は、辞任又は任期満了といえども後任者が就任する時までその職務を行う。

第9条 前条第1項に定める役員は次の方法により選出する。

- (1) 会長は理事の中から選出し総会の承認を受ける。
- (2) 副会長は理事のなかから会長が指名し理事会の議を経て総会の承認を受ける。
- (3) 理事は組長・副組長のなかから選出する。
- (4) 組長・副組長は各組の会員の互選により選出する。
- (5) 会計は理事会の議を経て会長が選任する。
- (6) 監査は理事会の推せんにより総会の承認を受ける。
- (7) 顧問及び相談役は会長が推せん委託し、総会の承認を受ける。

第6章 役員の任務

第10条 会長は本会を代表し、総会及び役員会の決定に従い会務を統理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

3 会計は金銭の出納その他一切の会計事務を行う。

4 監査は会務及び経理を監査し、総会で報告する。

第7章 会 議

第11条 本会の会議は総会、理事会及び役員会とし総会は定時総会及び臨時総会とする。

第12条 定時総会は毎年1回会長が招集し、次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び決算の承認。

- (2) 事業計画及び予算の承認。
- (3) 会長及び副会長並びに監査の承認。
- (4) 規約の改正。
- (5) その他本会の重要事項に関すること。

2 重要事項中、急を要するものは理事会で決議執行し、総会において承認を受ける事ができる。

第 13 条 臨時総会は、会員の 3 分の 1 以上の請求があったとき、又は会長が必要と認めたとき会長が召集する。

第 14 条 理事会及び役員会は必要に応じて会長が招集する。

2 理事会は会長、副会長、理事及び会計を以って構成する。

3 役員会は第 8 条第 1 項に定める役員を以って構成する。

第 15 条 会議は過半数の出席を以って成立し、議事は出席者の過半数を以って決する。

第 8 章 会 計

第 16 条 本会の経費は、会費及び寄付金その他を以ってこれに充てる。

第 17 条 本会の会費は月額 250 円で年度の初めに一括して 3,000 円を納付するものとし、組長・副組長がこれを徴収する。

第 18 条 本会の会計年度は毎年 4 月から翌年の 3 月までとする。

第 9 章 入会及び退会

第 19 条 本会に入会しようとする者は、会長又は組担当組長・副組長に申し出で役員会の承認を得なければならない。

第 20 条 会員の退会は次のような場合とする

- (1) 本人の申し出があったとき。
- (2) 本人が行徳駅前 3 丁目から転出したとき。
- (3) 本人が死亡して後継者がいないとき。

※ 納付済み会費は申し出があった翌月から月割りで返却する。

第 21 条 会員が本会の名誉を毀損し、又は会員として不適当と思われる時は理事会の決議により除名して退会させる。

第 10 章 慶弔見舞金規定

第 22 条 この規定は行徳駅前 3 丁目自治会の会員(以下会員と言う)に贈る慶弔見舞金について定める。

- 第 23 条 会員が 70 歳になられた時に健康を敬い 3.000 円を贈る。
その他の慶事については行わない
- 第 24 条 会員、家族が死亡した時は次によりその遺族に弔慰金を贈る。
ただし、家族の場合は会員の同居者に限る。

区 分	弔 慰 金
会員及びその家族の場合	5.000 円
現役役員	10.000 円

- 第 25 条 この規定によりがたい特別の事情がある場合はこの規定にかかわらずその都度慶弔見舞金贈与の可否及び金額を理事会で決定する。
- 第 26 条 弔慰金被授与者は自治会に対し金銭又は物品等による返礼は行わないものとする。

第 11 章 表彰規定

- 第 27 条 表彰は自治会役員及び会員、次の各号に該当するものについてこれを行う。
- (1) 自治会会員として功績が顕著であった人
 - (2) 会長、副会長として 3 年以上活躍した人
 - (3) 理事として 3 年以上活躍した人
 - (4) 組長、副組長として 3 年以上活躍した人
 - (5) その他自治会活動に関して功績のあった人
- 第 28 条 表彰を受ける人は前各号にかかるものについて自治会、理事会又は役員会が決定する。
- 第 29 条 表彰は表彰状を授与して行う。この場合に記念品もそえて授与する事ができる。
- 第 30 条 表彰は原則として退会又は任期満了する人に対して毎年定時総会において行う。特に必要がある場合は臨時に行う事ができる。
- 第 31 条 自治会役員、会員以外の個人又は団体で当自治会に対し特に著しい功績があった時は表彰または感謝状の贈呈を行う事ができる。

第 12 章 雜 則

- 第 32 条 本会の解散は総会において出席者の 3 分 2 以上の賛成を要する
第 33 条 この規約に定めるもののほか、本会の会務運営に必要な事項は
会長が理事会又は役員会にはかり議決を経るものとする。

附 則

この規約は昭和 62 年 10 月 4 日から施行する。

昭和 63 年 4 月一部改定
平成 1 年 5 月一部改定
平成 2 年 5 月一部改定
平成 11 年 4 月一部改定
平成 18 年 8 月一部改定
平成 21 年 5 月一部改定

以下余白